（職業能力開発促進法の一部改正）

第二百五十三条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条の十九第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条の二から第百条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二百五十四条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に、「第五号又は第六号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第一号中「はらず」を「貼らず」に改め、同条第二号中「おかず」を「置かず」に改める。

第四十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「おかず」を「置かず」に改める。

附則第七条第一項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び雇用保険法の一部改正）

第二百五十五条　次に掲げる法律の規定中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

一　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十条第一項

二　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条から第八十五条まで

（家内労働法の一部改正）

第二百五十六条　家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役又は五千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十四条中「一万円」を「二万円」に改める。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に、「五千円」を「二万円」に改める。

（労働安全衛生法の一部改正）

第二百五十七条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条の三第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百十五条の四第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条から第百十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二百五十八条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号イ及び第三十二条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条及び第五十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第二百五十九条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条から第六十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第二百六十条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号及び第四十八条の四第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第三条第二号、第十一条第三項第二号及び第十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第二百六十一条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号及び第二十八条第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条及び第四十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第二百六十二条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第二号、第七十条第二項第四号、第七十八条の二第四項第四号の二、第七十九条第二項第三号の二、第八十六条第二項第七号イ、第九十四条第三項第四号、第百七条第三項第四号、第百十五条の二第二項第四号、第百十五条の十二第二項第四号の二及び第百十五条の二十二第二項第三号の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五条から第二百六条までの規定及び附則第十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第二百六十三条　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項、第四十五条及び第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第二百六十四条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条第一項及び第三項、第六十八条第一項、第二項及び第四項、第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十二条までの規定、第七十三条第一項並びに第七十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）

第二百六十五条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条から第百二十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第二百六十六条　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二百六十七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。